

# 地域未来投資促進法に基づく工場立地法による緑地等の面積率緩和について

## ■工場立地法の概要

### 【目 的】

工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的としています。

### 【対象工場（特定工場）】

◆業種：製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所は除く）、ガス供給業及び熱供給業かつ

◆規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 合計 3,000㎡以上

### 【届出義務】

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場の新設、変更、社名・住所の変更、承諾、廃止の場合に工場が立地している市町村に対し工事等着手90日前までに届出を行わなければなりません。

### 【準則の概要】

特定工場は、次の準則で定める内容に適合しなければなりません。

- ・敷地面積に対する生産施設面積の割合30～65%以内（業種によって7段階に区分）
- ・敷地面積に対する緑地面積の割合20%以上
- ・敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む。）の割合25%以上
- ・敷地周辺部に設置する敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む。）15%以上

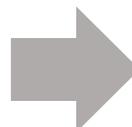
「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（以下、「地域未来投資促進法」）の施行により条例を制定することで、特定工場に要する緑地面積率の緩和ができることとなりました。

恵庭市では、地域未来投資促進法に基づき、「北海道恵庭市基本計画」で重点促進区域を定め、工場立地法上の特例措置として条例を制定し、区域の区分に応じ特定工場の敷地面積に対する緑地等の面積率を緩和しています。

条例に規定する緑地等面積率を適用し、既存の緑地・環境施設を減少させる場合においては、恵庭市商工労働課にご相談の上届出を行い、「特定工場の緑地配置等のガイドライン」に規定する事項に留意し、適切な管理により維持に努めてください。

## ■緩和内容

区 分	工場立地法に規定されている基準（これまでの基準）
適用区域	工業地域・工業専用地域・準工業地域
環境施設面積の敷地に対する割合（環境施設面積率）※緑地を含む	25%以上
緑地面積の敷地面積に対する割合（緑地面積率）	20%以上
敷地面積に対する環境施設の敷地周辺部への配置	15%以上



恵庭市新基準	
重点促進区域 （地域未来投資促進法基本計画）	
工業地域・工業専用地域	準工業地域
10%以上	15%以上
5%以上	10%以上
10%以上	15%以上

詳細については市ホームページ <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1544159143499/index.html> をご覧ください。